

音威子府村公告第2号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、下記の通り縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年1月27日

音威子府村長 遠藤 貴幸



記

1. 縦覧期間

自 令和8年1月27日

至 令和8年2月10日

2. 縦覧場所

音威子府村役場 経済課 産業振興室 中川郡音威子府村字音威子府444番地1

※経済課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。ただし、開庁時間の正午から13時は除く。

3. 意見書の提出について

(1) 提出先

音威子府村役場 経済課 産業振興室 農政係

(2) 提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。ただし、郵送の場合は当日着のものとする。

(4) 提出に当たっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対する意見以外は提出できない。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

なお、意見書の内容を公表する際、個人が特定され、個人情報や財産等を害する恐れがある場合は、公表を控える